

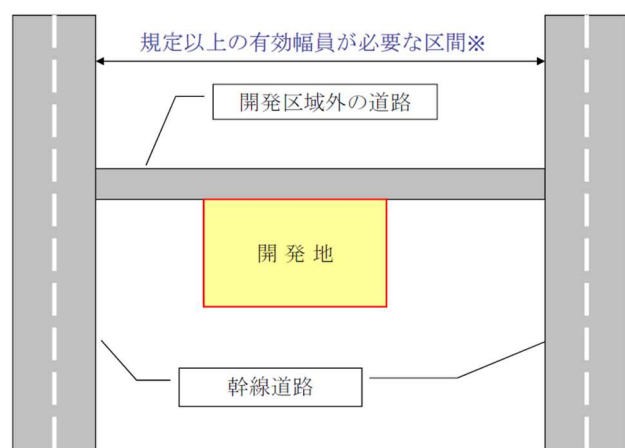
番号	内容	関係条項
30	道路における「有効幅員」の考え方について	法第 33 条第 1 項第 2 号

都市計画法施行令第 25 条第 2 号（予定建築物等の敷地に接する道路の幅員）及び同条第 4 号（開発区域内の主要な道路が接続すべき開発区域外の道路の幅員）における道路の「有効幅員」とは、「車両の通行に使用可能な幅員」を指します。

歩道や蓋掛けをした水路や側溝等については、通行の用に供する状態であるため、「有効幅員」として取り扱います。

※幅員 1 m 未満の水路や側溝がある場合は、適切な維持管理を行うため水路（道路）管理者と協議した上で、蓋掛けをすることが原則として必要です。

【参考図】



※規定以上の有効幅員が必要な区間については、原則として通り抜けできることが望ましいですが、周辺の交通状況等を考慮して判断する場合があります。

< 参照審査基準 >

●福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」§ 1－6－（２）「ア 道路」